

第5章 全体構想

全体構想は、次の7つの方針で構成し、方針図が必要と考えられる項目については、全市版と都市計画区域版を適切に作成します。

節番号	方針名称	方針図	
		全市版	都市計画区域版
5-1	土地利用方針図	○	
5-2	土地利用方針図		○
5-3	道路整備方針図		○
5-4	河川・下水道等整備方針図	○	
5-5	公園・緑地整備方針図		○
5-6	都市防災方針図	○	
5-7	景観形成方針図		○

5-1 土地利用方針

(1) 基本的な考え方

1) 集約型生活圏の形成と連鎖型都市構造の構築

本市は、市域面積が292.02 km²と広い範囲に市街地や集落地が分散し、鉄道駅周辺や交通要所などを中心として各地域の日常生活圏が形成されています。今後は、高齢社会への対応などに配慮して市街地では徒歩圏を中心に、その他の地域においては地域拠点とのネットワークの充実により、日常生活が充足できることを目指します。

そのため、鉄道駅周辺や交通要所などの各拠点に日常生活上の各種都市機能を集積して集約型的生活圏の形成を図るとともに、中心都市拠点や都市拠点において多様な都市機能を集積して高次な都市サービスの提供をめざします。また、中心都市拠点や都市拠点と各拠点、及び周辺地域との幹線道路網や公共交通網の充実を図り、これらの中心都市拠点や都市拠点と拠点が「ぶどうの房型」にネットワークする連鎖型都市構造を構築し、多様な市民ニーズに対応する各種サービスが受けることができる生活圏の形成をめざして土地利用の誘導を図ります。

2) 都市構造に適応した個性的で合理的な土地利用の誘導

本市においては、旧五條市地区では市街地を中心に農地、森林が周囲に広がり、西吉野地区では山間地の中に農地と集落地が分散し、大塔地区では険しい山岳地域の溪谷部に集落地が分散して立地し、各地域が個性ある都市環境を形成しています。そのような中、京奈和自動車道の整備の進捗に伴い、五條インターチェンジ周辺において、優れた交通の利便性を活用した新たな拠点づくりの期待が高まっています。

このことを踏まえ、旧五條市地区では人口や産業の集積度合いが高い市街化区域において各種の都市機能を充実するとともに、市街化調整区域において本市人口のおおむね3分の1が居住していることから、居住環境や生活サービス機能等の整備などの適切な

まちづくりを検討します。また、五條インターチェンジ周辺において、新たな都市機能（交流拠点）の整備をめざします。

西吉野地区の山間地域においては農林業や自然環境との調和を保ちつつ、居住環境の改善・整備とともに、日本一の生産量を誇る柿をはじめとする地域産業や歴史的資源を活用し、産業振興と観光・交流活動の活性化をめざして土地利用の誘導を図ります。

大塔地区の山岳地域においては居住環境の保全とともに、自然環境や大峯奥駈道等の歴史的資源を活かした観光・レクリエーション等への展開をめざして土地利用の誘導を図ります。

3) 心が和む自然環境・歴史環境の保全・育成と、この“五條らしさ”を活かす土地利用の誘導

本市は、吉野川の清流や自然豊かな山々、夕日や自然を眺望できる河岸段丘、蛍が舞い、蛙が飛び込む川辺などの身近な自然とともに、五條新町地区の町並み、五新鉄道建設跡などのなじみ深い歴史的資源など、心が和む自然・歴史環境が守り育てられています。

一方で、京奈和自動車道、南大和テクノタウン、なつみ台など新しい都市環境が創造されてきています。

このことを踏まえ、自然・歴史資源を保全・育成するとともに、新しい都市機能を融合させ、都市計画や他法令に基づいて、“五條らしさ”を活かす適正な土地利用の規制・誘導を図ります。

(2) 土地利用区分の考え方

土地利用区分は、都市計画区域と都市計画区域外、また都市計画区域においては市街化区域と市街化調整区域のそれぞれについて、現在の土地利用状況を踏まえつつ、将来都市像を実現する区分として設定します。

その土地利用区分を都市構造の考え方にに基づき、地域の実情に合わせて適切に配置します。

また、社会情勢の変化や土地利用動向等を踏まえ、必要に応じて土地利用の区分や配置を見直します。

1) 都市計画区域における土地利用区分

①市街化区域

市街化区域を住宅地、商業地、工業地に大別します。住宅地においては「専用住宅地」と「一般住宅地」、商業地においては「中心商業・業務地」と「地域商業地」、工業地においては「工業地」と「住工共存工業地」の各土地利用区分を配置します。

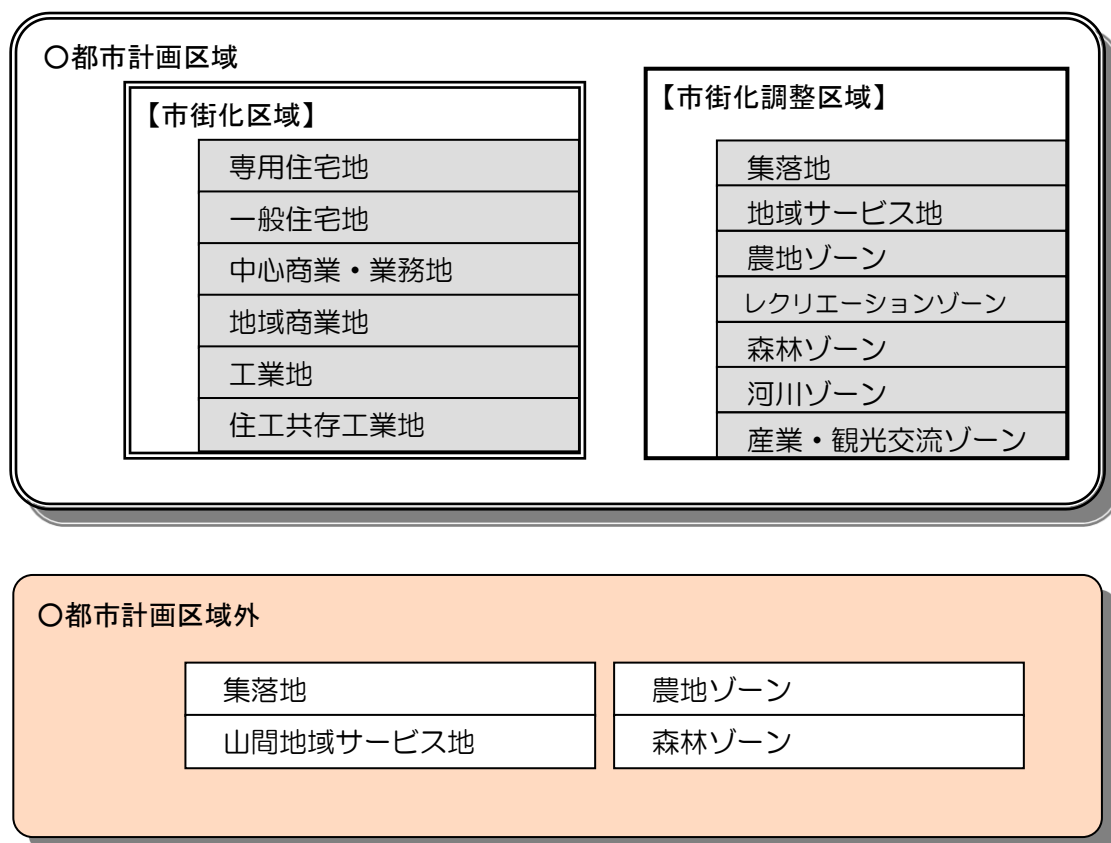
②市街化調整区域

市街化調整区域は、無秩序な開発の防止を基本とし、住宅地の「集落地」、住居地と商業地が共存する「地域サービス地」を配置するほか、「農地ゾーン」「レクリエーション

ゾーン」「森林ゾーン」「河川ゾーン」の各土地利用区分を配置します。また、五條インターチェンジ周辺において新たな「産業・観光交流ゾーン」を配置します。

2) 都市計画区域外における土地利用区分

都市計画区域外は、住宅地を中心とする「集落地」、住居地・商業地が共存する「山間地域サービス地」を配置するほか、「農地ゾーン」「森林ゾーン」の各土地利用区分を配置します。



(3) 各地域の土地利用方針

1) 市街化区域

①住宅地

ア 専用住宅地

田園 1～5 丁目、住川町の一部（エルベタウン五條）、なつみ台の住宅団地や、二見公園東側（釜窪町）、野原小学校付近（野原中、霊安寺町）の丘陵地は、専用住宅地に位置づけます。

これらの区域は、計画的開発による低層住宅地や緑豊かな低層住宅地が形成されていることを踏まえ、今後とも良好な居住環境の保全を図り、戸建専用住宅を中心とする住宅地としての土地利用を図ります。

イ 一般住宅地

JR 北宇智駅周辺、JR 五条駅や JR 大和二見駅の外周部、野原西周辺に広がる住宅地は、一般住宅地に位置づけます。

各鉄道駅周辺や外周部の住宅地は、住宅と小規模な商業施設、作業所等が混在していることを踏まえ、老朽建築物の建替えや狭あい道路の拡幅整備を誘導しつつ、安全で利便性の高い一般住宅地としての土地利用を図ります。

また、野原西周辺の住宅地は、居住環境の保全に配慮しつつ小規模な店舗・事務所等の立地を許容する一般住宅地としての土地利用を図ります。

②商業地

ア 中心商業・業務地

JR 五条駅周辺及び市役所周辺に位置する商業系用途地域を中心商業・業務地として位置づけます。

JR 五条駅南側の商店街や五條バスセンターに隣接する大規模小売店舗を中心とする国道 24 号の沿道区域は、多数の商業施設や銀行・郵便局・飲食店等の業務・サービス施設が集積して中心市街地を形成していることを踏まえ、今後も複合的な都市機能の充実と賑わいづくりを推進し、本市の中心商業・業務地としての土地利用を図ります。

この区域の西側は、周辺に市役所（旧）、図書館、市民会館等が立地していることを踏まえ、今後とも本市の中心となる行政・文化機能の集積を図り、市役所とのネットワークを構築し、中心商業・業務地としての土地利用を図ります。

また、新町通りは江戸時代からの古い町並みが残り、郷土資料展示施設や郷土料理店などが設置され多数の来訪者があることを踏まえ、本市のまちなか観光の拠点として観光機能を充実し、観光地としての土地利用の強化を図ります。

この区域は、中心商業・業務地という都市機能の集積地であるとともに五條新町地区と清流の吉野川が隣接する優れた歴史資源と自然資源が共存する特性を最大限に活用し、来訪者が町並みや水辺でゆったり・ゆっくりと時間を過ごし、楽しみ、学び、癒されるようなまちづくりをめざします。

イ 地域商業地

五條病院、田園 3・4 丁目の既存商業地、JR 北宇智駅、JR 大和二見駅、野原西 5・6 丁目付近の幹線道路の沿道区域は、地域商業地として位置づけます。

これらの区域は、地域の交通要所に位置し、食料品店、各種サービス店、飲食店等の店舗、郵便局、病院などの日常生活を支援する商業・業務施設などが集積していることを踏まえ、今後とも集約的な日常生活圏を形成する拠点となる地域商業地として土地利用を図ります。

特に、JR 大和二見駅周辺は、「五條市立地適正化計画」において、中心市街地を補完する地域の「都市機能誘導区域」に位置付けられているため、都市拠点として日常生活を支援する商業・業務施設などの立地誘導を進めます。

また、なつみ台 2 丁目の幹線道路の沿道区域も地域商業地に位置づけ、今後、周辺区

域での人口定着に合わせて日常生活を支援する商業施設などの集積を促進し、地域商業地として土地利用を図ります。

③工業地

ア 工業地

テクノパーク・なら工業団地、南大和テクノタウン、インテリジェンス用地五條、五條木材工業団地は、工業地に位置づけます。

これらの区域は本市の基幹産業用地であり、また大規模な就業地を形成していることを踏まえ、未利用地を活用して企業の誘致や就業地の拡大を図りながら、今後も工業の利便の増進とともに周辺の居住環境や自然環境等との調和を保ち、本市の基幹産業が集積する工業地としての土地利用を図ります。

イ 住工共存工業地

クリーンオアシス北側、中央公園北側周辺区域、及び野原西の吉野川沿川区域は、住工共存工業地に位置づけます。

これらの区域は、本市工業の発展を担ってきた工場が集積するとともに周辺に住宅地が形成されていることを踏まえ、緩衝帯となる緑地や空地の確保を促進し、快適な生産環境の形成とともに居住環境の確保を図り、住宅と工業が共存する住工共存工業地としての土地利用を図ります。

2) 市街化調整区域

①集落地

市街化調整区域の集落地は、道路、排水施設等の改善を促進し、必要に応じてまちづくり計画を検討しつつ、ゆとりある居住環境の維持、向上を図り、住宅と地場産業施設が共存する集落地としての土地利用を図ります。

②地域サービス地

東部の適地において、日常生活圏の身近なサービス拠点として地域サービス地の形成に努めます。

この区域は、農業等との調和を基本としてまちづくり計画の検討を踏まえて日常生活を支援する商業・サービス施設の誘致に努め、日常生活圏の拠点ゾーンとして土地利用を検討します。

③農地ゾーン

平野部や丘陵部に広がる農地は、農業水利施設や農道等の整備により農業生産性の向上や農業経営の安定に努めます。また、農業生産性の高い区域については優良農地として保全を図ります。さらに、担い手の育成や農地流動化、農作業受委託を推進するための仕組みづくりを進めるとともに、水稻のブランド化、園芸作物等の特産品の生産拡大等を促進し、農業の活性化に努めます。

④レクリエーションゾーン

既存のレクリエーションゾーンは、広域連携軸との近接という立地条件を活かし、周辺環境との調和を保ちつつ保全・活用を図ります。

⑤森林ゾーン

森林部は水源かん養機能や土砂流出防止等の防災機能の維持を図るとともに、開発行為等を抑制して自然環境の保全、森林の育成及び保全を図ります。また、有害鳥獣被害を防ぐための五條市鳥獣被害防止計画に基づき防護柵などの設置に努め、森林の維持、保全を図ります。

北西部の金剛生駒紀泉国定公園、奈良県自然環境保全条例に基づく金剛・葛城山麓景観保全地区、天神山・富之里環境保全地区は、森林の保全とともにレクリエーションの場として活用を図ります。

⑥河川ゾーン

吉野川、丹生川などの河川は、集中豪雨等による洪水予防対策の強化を図ります。

また、これらの河川区域は、県立吉野川津風呂自然公園、吉野川・丹生川景観保全地区に指定されているとともに、魚釣り、カヌーなどのレクリエーション、朝日・夕日の眺望、流し雛などの各種イベント、水遊びなどの空間として活用されていることを踏まえ、治水対策に留意しつつ親水空間やレクリエーション空間としての土地利用を図ります。

⑦産業・観光交流ゾーン

京奈和自動車道の五條インターチェンジ周辺において、自然環境や農業との調整を図ったうえで、高速交通の利便性等を生かし商業・産業・観光の交流機能を誘導し、新たな観光交流拠点の形成を図ります。

3) 都市計画区域外

①集落地

集落地は、道路、排水施設等の改善を促進するとともに本市の中心商業・業務地や地域商業地等に連絡する公共交通、幹線道路の確保などにより、居住環境の維持、向上を図り、安全で安心して暮らせる集落地としての土地利用を図ります。

また、山間地域は「土砂災害警戒区域」が多数存在することから、影響が考えられる集落については、防災対策を強化するとともに、避難路の整備や維持保全に努めます。

②山間地域サービス地

西吉野支所、大塔支所の周辺区域は、山間地域サービス地に位置づけます。

この区域は、行政サービス施設の活用とともに日常生活を支援する商業・サービス施設の誘致に努め、日常生活圏の拠点として土地利用を図ります。

③農地ゾーン

農地部は、農業水利施設や農道等の整備により農業生産性の向上や農業経営の安定に努め、農地の保全を図ります。また、担い手の育成や農地流動化、農作業受委託を推進するための仕組みづくりを進めるとともに、柿、梅、梨等の特産品の生産拡大、体験型農業等の観光・交流活動を促進し、農業の活性化に努めます。

④森林ゾーン

森林部は、水源かん養機能や土砂流出防止等の防災機能の維持を図るとともに、自然環境の保全、森林の育成及び保全を図り、吉野熊野国立公園、大峯奥駈道等の歴史的資源を生かした観光・レクリエーション等への展開をめざして土地利用の誘導を図ります。

特に、本市においては、山間地域の多くの区域に「土砂災害警戒区域」が指定されていることから、必要な防災上の措置を講じ、防災対策の強化を図ります。

また、森林環境譲与税を活用し路網の整備、人材・担い手の育成、木材利用促進を行い機械化の促進による生産性の向上及び労働環境の改善により、林業の活性化を図ります。

さらに、有害鳥獣被害を防ぐための五條市鳥獣被害防止計画に基づき防護柵などの設置に努め、森林の維持、保全を図ります。

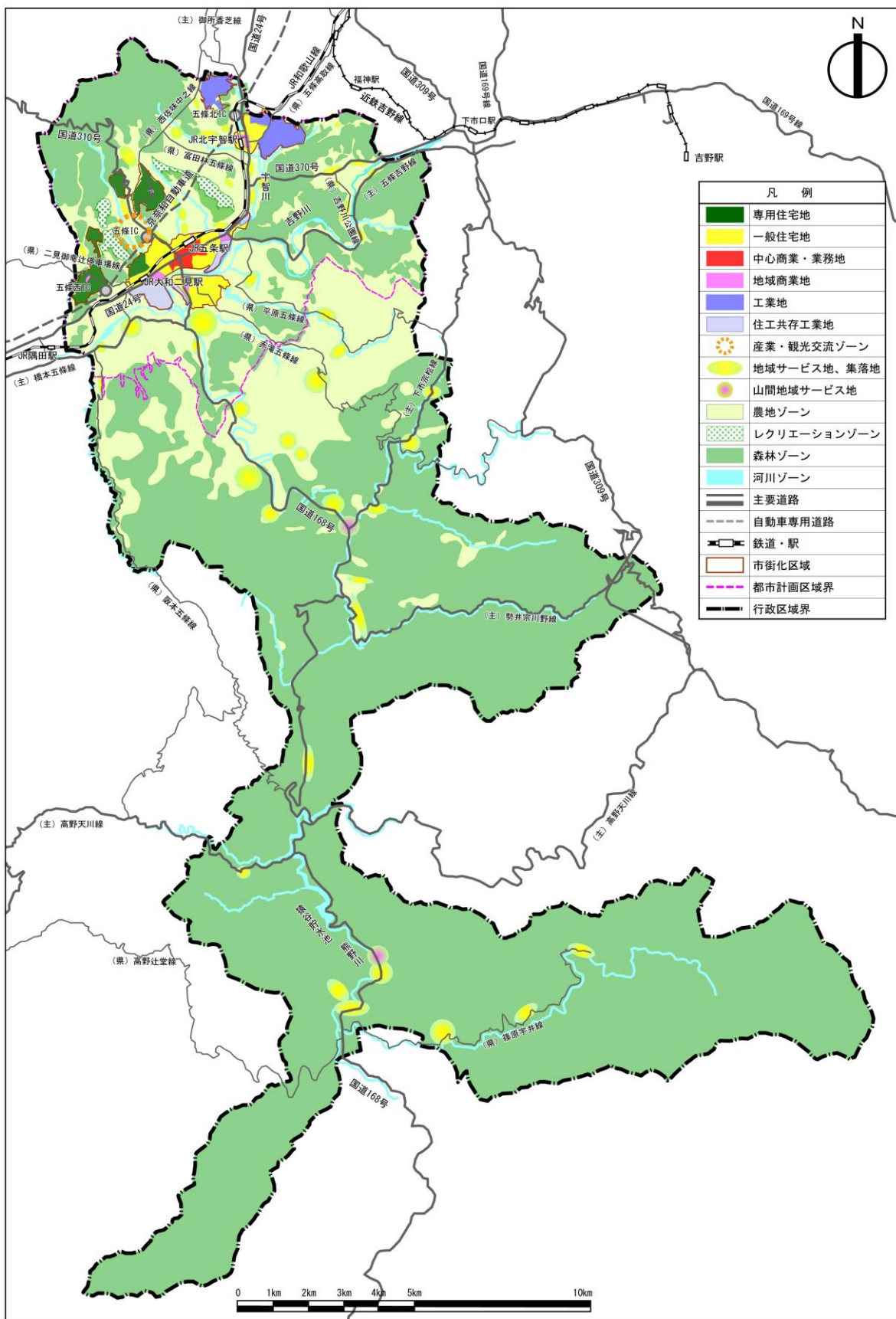


図5-1 土地利用方針図（全市版）

序章

1章

2章

3章

4章

5章

6章

7章

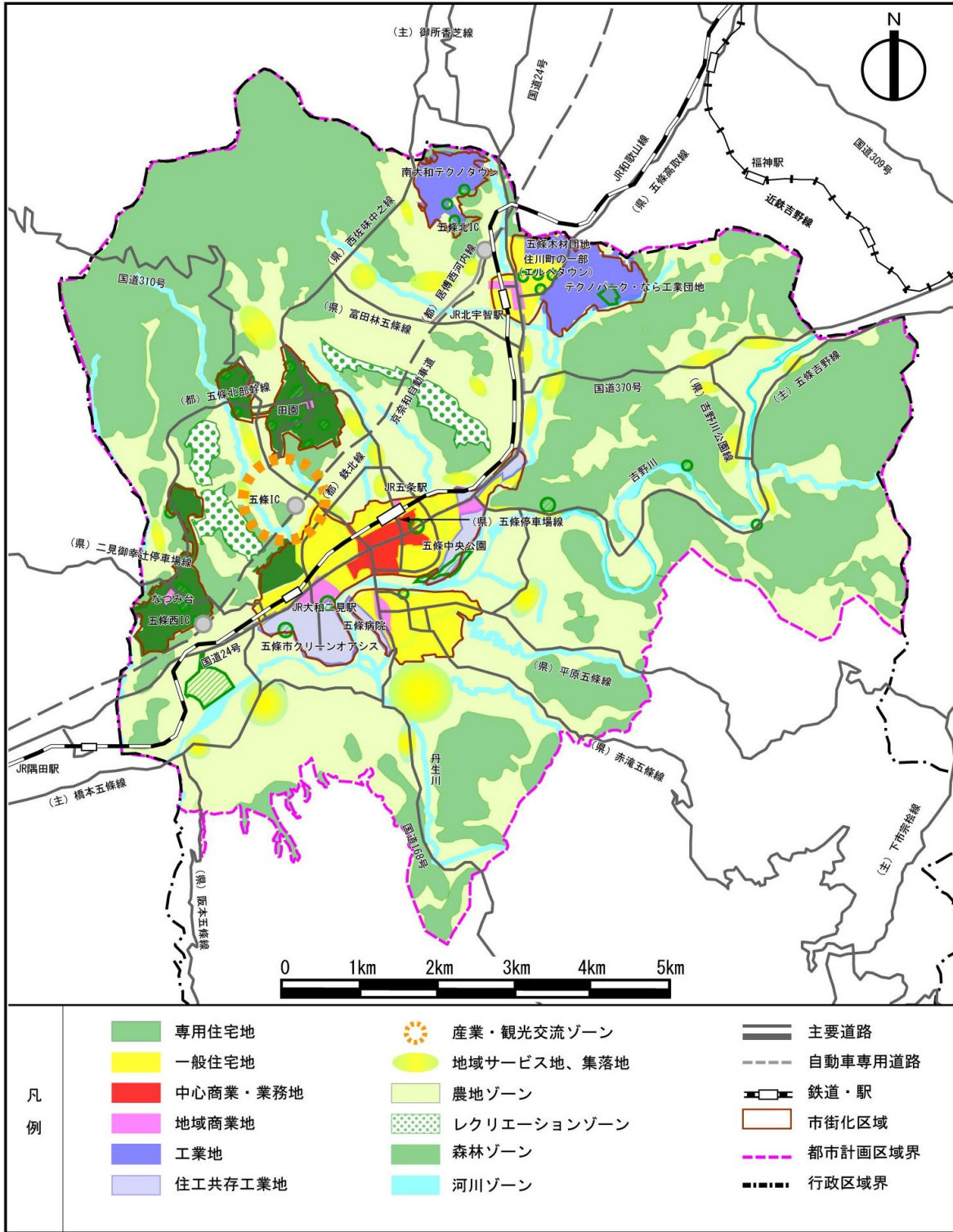


図 5-2 土地利用方針図（都市計画区域拡大版）

5-2 都市施設整備の方針

(1) 交通施設

1) 基本的な考え方

①交通ネットワーク・機能の充実

広域交流の利便性の向上や産業の振興を図るため、高規格幹線道路や国道などにより、他都市との連携を促進する広域交通ネットワークの充実・強化をめざします。

また、都市内において集約的な生活圏の形成を図るとともに、市中心部と各地域拠点の相互間や周辺地域への円滑な交通を促進する幹線道路ネットワークの充実とともに、災害時や火災時などに安全な生活を支える道路網の形成をめざします。

②市民にやさしい公共交通づくり

市民や本市を訪れた人が安全・安心で快適に移動ができる公共交通機関を維持・充実し、市民の利便性の向上を図り、市民、交通事業者、行政が一体となって協働で持続可能な地域公共交通の確立をめざします。

2) 主要な施設の整備の方針

①市民にやさしい公共交通づくり

ア 京奈和自動車道、五條新宮道路等の整備促進（高規格幹線道路等）

南和地域の交流拠点都市として、本県や大阪府、和歌山県とのつながりを強化して産業基盤の充実、交流を活性化することをめざす高規格幹線道路である京奈和自動車道の整備は、平成18年、五條北インターチェンジ～橋本東インターチェンジ間が開通、平成29年、御所南インターチェンジ～五條北インターチェンジ間が開通し、本市を通る区間の暫定供用を見ましたが、引き続き残り区間の整備促進を国に要望します。

特に、山間地においては、紀伊半島大水害が発生したことを踏まえ、国道168号は災害時の緊急輸送道路として和歌山方面との連携を強化するため、地域高規格道路（五條新宮道路）として整備をめざします。

さらに、京奈和自動車道五條道路の4車線供用の早期事業化、三重県方面と連絡する東海南海連絡道（地域高規格道路の候補路線）についても実現化に向けて関係機関に働きかけます。

イ 国道24号、168号、310号、370号の交通環境の改善と拡充（主要幹線道路）

都市の骨格を形成するとともに広域の都市間を連絡する主要幹線道路として、国道24号、南北方向の国道168号、310号、東西方向の国道370号を位置づけます。

交通渋滞は、京奈和自動車道の本市区間の開通により緩和されたものの、引き続き、本陣交差点改良などによる渋滞箇所の改善を促進します。それとともに、骨格となる国道24号の歩道整備を引き続き促進し、安全性の確保に努めるとともに、地域防災の観点から災害時の人員・物資輸送路として十分な幅員を確保できるように防災道路としての整備を促進します。

また、京奈和自動車道の五條西インターチェンジから大規模広域防災拠点（計画）を

序章

經由し、国道 168 号に接続するアクセス道路に関して、具体的なルートや構造について検討を進めています。

さらに、県の管理である国道の狭隘な箇所について、県に拡幅の要望を行います。

ウ 幹線道路ネットワークの拡充（幹線道路）

1章

市内の主要拠点と周辺地域を連絡するとともに主要幹線道路を補完する幹線道路として、主要地方道、一般県道及び都市計画道路を位置づけます。

2章

中心都市拠点や都市拠点、地域拠点を連絡する幹線道路網は、都市計画道路西佐味中之線、富田林五條線、五條北部幹線等の整備によりおおむね形成される状況にあります。今後は、都市計画道路の未整備区間について「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」をもとに、JR 五条駅、市役所周辺の五條地区や野原地区の市街地内部の交通アクセス性の向上を考慮しつつ、その必要性や代替手段等について整理し、見直しを含めて計画的な整備の推進に努めます。

3章

また、JR 五条駅周辺において JR 和歌山線により分断されている南北の両地域間の交通の円滑化をめざし、南北方向の幹線道路の整備を検討します。

エ 広域的な道路ネットワークの取り組み

4章

交通環境の拡充として大阪方面との府県間を繋ぐ新たな道路整備を検討します。

オ 市民との協働による道路づくり（生活道路）

5章

生活道路については、市民との協働により市道の改良工事や舗装工事等を進め、日常生活の利便性の向上に努めます。

カ 安全・安心な道路ネットワークの機能充実

6章

道路の段差の解消などユニバーサルデザインの導入を推進し、誰もが安心して利用できる道路環境の創出を推進するとともに、街路灯や街路樹の整備に努めます。また、高齢者や障がい者、来訪者等にわかりやすい案内標識の整備を積極的に推進します。

7章

橋梁は、事後的修繕から予防的修繕及び計画的な架け替えを基本にした長寿命化修繕計画が令和2年3月に策定され、コスト縮減を図りつつ計画的な維持管理を推進します。

②公共交通

低炭素型社会の実現のための自動車交通の抑制や高齢化が進んだ過疎地域での日常生活の維持のために集約型の都市構造の実現が望まれており、本市では平成29年7月に「五條市地域公共交通網形成計画」を策定しました。

「五條市地域公共交通網形成計画」に基づき、集約型の都市構造を実現する上で、中心都市拠点や都市拠点等と周辺地域・過疎地域を公共交通ネットワーク・システムで連携するとともに、拠点や鉄道駅等においてバリアフリー化を進め、高齢者等の誰もが円滑に移動できる環境づくりをめざします。

ア バス交通の充実

本市においては、居住地が市街地以外に市域全体に分散して広がり、鉄道や路線バスの公共交通による移動の不便な地域が多く、日常生活における移動は自家用自動車によるものが中心になっています。このことから、公共交通の利用者が年々減少し、公共交通体系の維持が困難になることが懸念されています。

このような背景を受け、本市は市民と交通事業者、行政が協働して公共交通を支えていくため、路線バス運行を維持するための支援に加え市営公共交通として、コミュニティバス、デマンド型乗合タクシーを運行しています。

今後も、地域の実情にあった効率的かつ効果的な公共交通の確保とともに、誰もが安心して円滑に移動できる公共交通体系の確立をめざします。

イ 鉄道交通の充実

本市における唯一の鉄道である JR 西日本和歌山線の充実については、列車の待ち合せの調整・安全対策の向上等について協議するとともに、路線バスとの連絡調整、駐車場・駐輪場等の駅周辺の環境整備を推進し、市民の利便性の向上を図ります。

JR 五条駅においては北側駅前広場などの交通結節機能の整備を完了し、今後は駅舎、南北自由通路、南側駅前広場の整備を関係機関との調整を図りつつ推進します。

また、JR 大和二見駅については、令和2年3月に「大和二見駅前広場等基本計画」が策定され、駅前広場整備に向けて事業を推進します。

さらに、JR 北宇智駅についても、駐車場の設置を検討するなど、JR 等との関係機関の協力のもと利便性の向上を推進します。

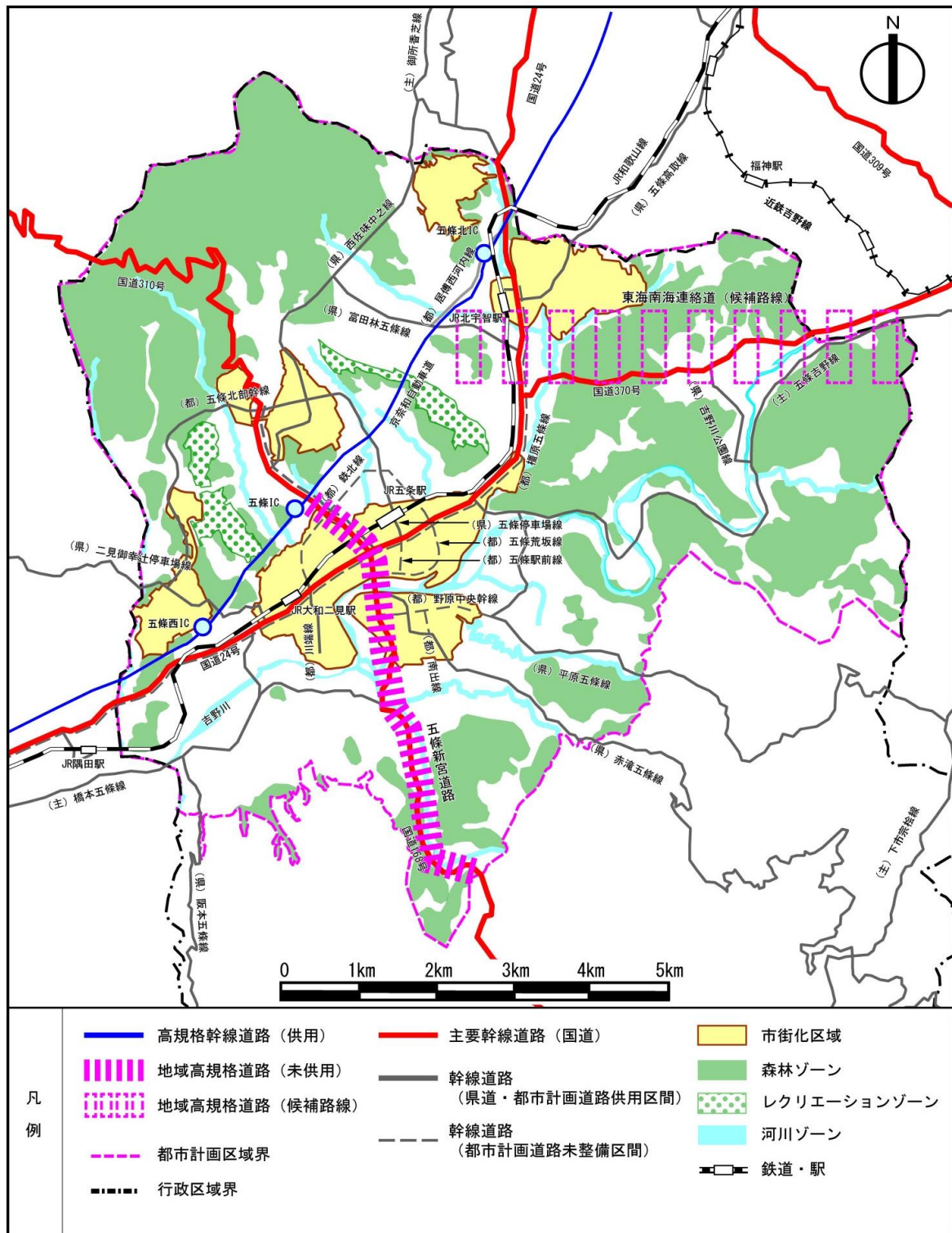


図 5-3 道路整備方針図（都市計画区域拡大版）

(2) 河川・下水道

1) 基本的な考え方

①安全・安心な川づくり

市民の生命と財産を水害から守るなどの治水安全度の向上と、自然と人が共生できるための水辺空間の創出をめざし、河川整備を促進します。

②地域の実情を踏まえた汚水処理施設の整備及び雨水対策

快適で環境にやさしい生活環境の形成をめざし、地域の実情に応じ、公共下水道等の下水処理施設の整備、設置を促進します。また、市街地の浸水対策を図ります。

2) 主要な施設の整備の方針

①河川

ア 河川改修の促進

国土交通省が策定した「紀の川水系河川整備計画」(平成17年11月)に基づき、吉野川(紀の川)において築堤等の河川整備の促進を国に要望します。また、県が管理する本川区間、丹生川及び、宇智川等の支川区間については、県が策定した「紀の川(吉野川)水系河川整備計画」(平成22年3月)に基づく河川整備の推進を県に要望します。

イ 市民と共に育む水辺空間の保全、創出

吉野川では水遊び、魚釣り、カヌー、キャンプや散策等の河川利用のほか、流し雛等の人々と川のふれあいを重視したイベントも行われています。また、丹生川、宇智川等の河川においても水遊びなどが親しまれています。

これらのことを踏まえ、吉野川、丹生川、宇智川等において、水辺空間の創出と人と河川の豊かなふれあいの確保を促進します。

②下水道

ア 公共下水道の整備

公共水域の環境保全と公衆衛生の向上のため、公共下水道事業の事業計画区域(778.5ha)において、下水道管の敷設を推進します。社会情勢や将来人口予測も踏まえて、効率的な下水道の整備を図るとともに、整備済の地域に対しては、下水道への接続(水洗化)の勧奨を行います。

下水道施設の老朽化への対応として、ストックマネジメント計画を策定し、既設管渠等の更新需要を予測し、計画的な維持管理を図ります。

また、県が行う吉野川流域下水道事業に大淀町、吉野町、下市町とともに一部負担を行い、吉野川浄化センター等の整備・改修を図ります。

イ 合併処理浄化槽の設置推進

公共下水道整備計画区域以外の地域においては、農業集落排水事業を保全、活用するとともに個人による合併処理浄化槽の設置を促進し、生活系の汚濁負荷量の削減を図り

ます。

ウ 浸水対策等の充実

大雨・台風時における家屋の浸水被害の解消及び市街地や既存集落における排水路未整備地区の解消を図るため、排水路の整備を促進します。

(3) その他の都市施設

1) 墓園・火葬場

五條市斎場（ハートピアさくら）及び市営墓地は、適正な維持管理を図ります。また、新たな墓地の建設を市内の適地において検討します。

2) し尿処理施設の適正な維持管理

し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するための「衛生センター」は、平成 27 年 4 月、「五條市クリーン・オアシス」として、生まれ変わりました。五條市の恵まれた自然を守り、安心安全で衛生的な生活環境を保全していきます。

3) ごみの処理施設整備と減量化

①ごみ処理施設等の整備

本市では、従来のごみ処理施設であったみどり園を老朽化により廃棄し、平成 29 年より御所市、田原本町と共に広域的に組織し、運営している「やまとクリーンパーク」において焼却熱で発電する「エコ」な焼却を行っています。

市民から持ち込まれるごみは、新しい拠点施設「エコ・リレーセンターごじょう」を中継して廃棄物や資源物を処理しています。

②ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進による減量化

廃棄物については、発生抑制、再使用、再生利用の 3R [「リデュース（ゴミになるものを減らす）」「リユース（繰り返し使う）」「リサイクル（資源として再び使う）」] を基本に、市民との協働により家庭での適正な分別によるごみの減量運動に取り組みます。また、資源化やリサイクルに関するイベントの開催により意識の高揚を図るとともに、生ごみの有機肥料化への取組を推進します。

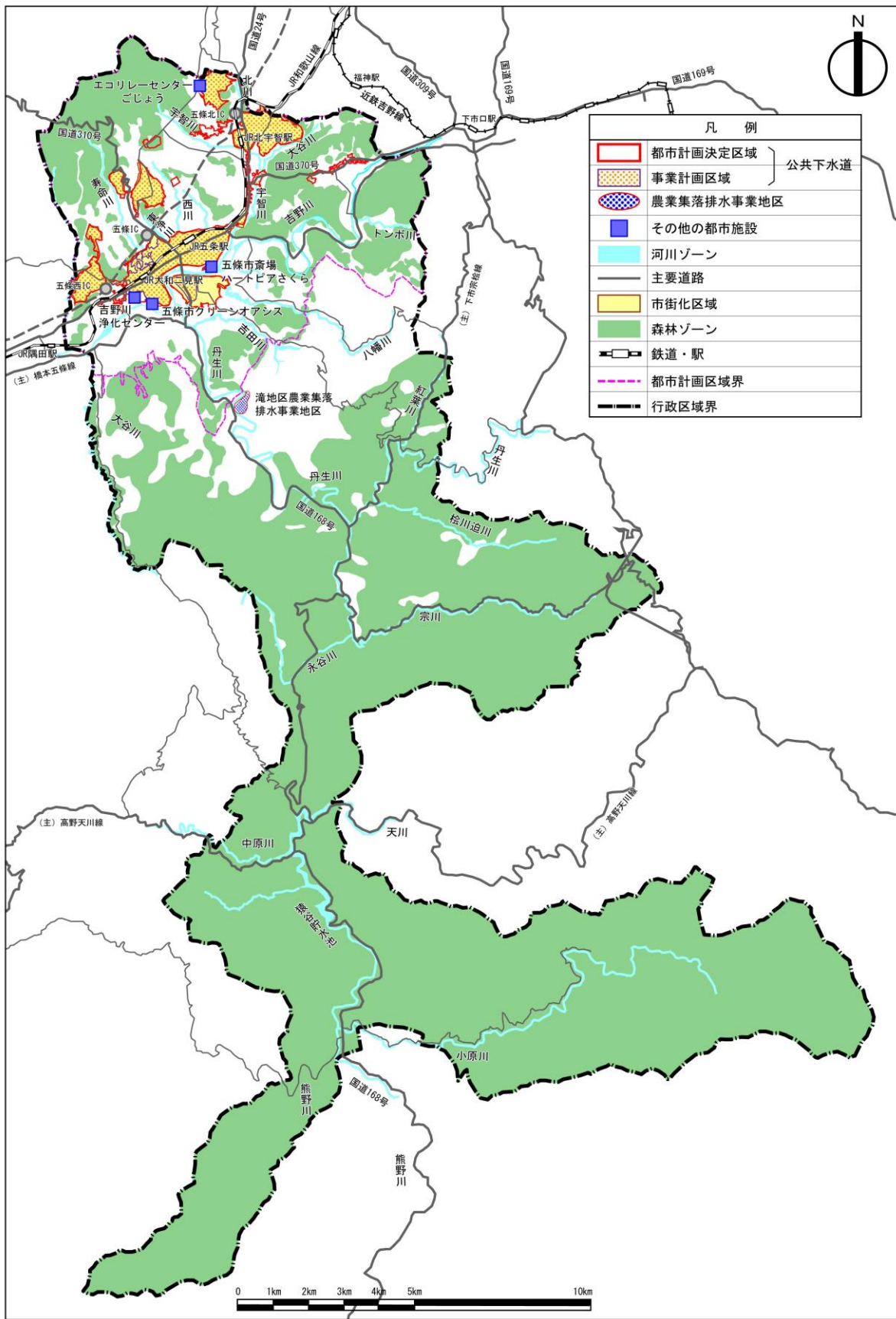


図5-4 河川・下水道等整備方針図

序章

1章

2章

3章

4章

5章

6章

7章

5-3 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 自然的環境の保全の方針

1) 基本的な考え方

① 快適で健全な生活が営める都市づくり

快適で健全な生活環境を保全、創出するため、一人ひとりが日常生活の様式を見直し、環境の負荷を少なくするよう啓発活動を行うとともに、地域の自然条件と調和した土地利用の誘導に努めます。

② 豊かで美しい自然環境の保全

清流と山に恵まれた美しい自然との共生を目指して、地域特性に応じた自然環境の保全と活用を市民とともに推進します。

2) 主要な自然環境保全の方針

① 計画的な土地利用の規制、誘導

地域の自然的、社会的特性を考慮し、都市計画法等の土地利用に関する各種法令に基づき、自然環境保全の観点から、計画的な土地利用の規制・誘導を図るとともに、快適な生活環境を維持、創出するため都市計画制度の活用や都市施設の整備を図ります。

② 自然環境の保全

吉野川に代表される清流は、市民や来訪者から余暇活動やイベントの場として利用されているとともに、日常生活においても身近な郷土の自然環境として親しまれています。この心が和む清流の豊かな自然環境の保全を図ります。

本市の北部丘陵地に指定されている天神山・富之里環境保全地区は、市街地周辺において良好な環境を有する緑地等として緑化等の推進を図ります。

吉野川・丹生川景観保全地区、巨勢山景観保全地区は、森林、溪谷、河川等により形成される代表的な自然環境として保全を図ります。

また、北部や南部の山地等に広がっている森林は、緑が豊かな自然環境として、農林水産業の振興や都市住民との交流活動のほか、観光資源等への活用方策を検討するとともに保全を図ります。

森林において宅地開発等が行われる際には、周囲の環境と調和したものとなるように、都市計画等の施策に基づき、事業者への指導の徹底と誘導を図ります。

③ 市民との協働による自然環境の保全、活用

地域住民やボランティア団体等との協働により、荒廃が進んでいる農地や森林での潤いのある自然の再生、河川の持つ潤いのある空間や水資源としての重要性の再認識に努め、河川や水源森林の保全を促進します。

また、京阪神都市圏や本市市街地の人たちが緑豊かな山間地域において自然・文化・人々との交流を体験することのできる「グリーンツーリズム」等を実施し、自然を活用した「都市と農山村との交流」の活性化により自然環境の保全と活用を促進します。

(2) 公園・緑地整備の方針

1) 基本的な考え方

①安心して安全に利用できる公園の充実

本市において都市公園は、都市計画公園や住宅地開発により人口規模に対する公園面積がおおむね充足していることを踏まえ、今後も、誰もが公園を利用できるよう、既存施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方に基づいて公園の充実をめざします。

②市民参画と都市内緑化の促進

市民参画による公園づくりや公園の管理運営などを促進するとともに、河川沿い緑地の保全、公共施設や市民参加による都市内の緑化をめざします。

2) 主要な公園・緑地整備の方針

①自然公園の保全、活用

金剛生駒紀泉国定公園、県立吉野川津風呂自然公園は、優れた自然の風景地の保護や利用増進、生物の多様性の確保を図るため、自然公園法に基づき環境大臣、県知事が指定している地域であり、今後も保全するとともにレクリエーションの場として活用を図ります。

②市民の多様なニーズに対応する公園の保全と整備

本市は、総合公園、地区公園、近隣公園、街区公園及び都市緑地を開設しており、今後も多様な市民ニーズに対応できるよう、保全と活用を図ります。また、既設公園の再整備の検討を行います。

③ユニバーサルデザイン化の推進

公園の整備や改修においてはユニバーサルデザイン化を推進し、市民が安心して利用できる安全な施設の整備を図ります。

④河川緑地の保全、整備

北部の市街地周辺において骨格的な緑の帯を形成している吉野川、宇智川、丹生川などの河川緑地を保全し、市民に憩いの場を提供します。

⑤河川緑地の保全、整備

都市計画道路等の美化・緑化、公共施設での緑化を推進するとともに、市街地内の社寺境内地の緑の保全や市民による緑地の維持管理を促進し、緑豊かな潤いのあるまちづくりを図ります。

また、緑化に関する情報提供を行い、市民レベルでの緑化意識の高揚をめざします。

⑥市民との協働による公園づくりや管理運営

公園の整備や改修にあたっては、計画づくりからの市民の参画を検討し、市民意見の反映により愛着が感じられる個性ある公園づくりをめざします。

また、市民団体等との協働により、身近な公園・緑地の管理運営に市民が参画できる体制づくりを推進します。

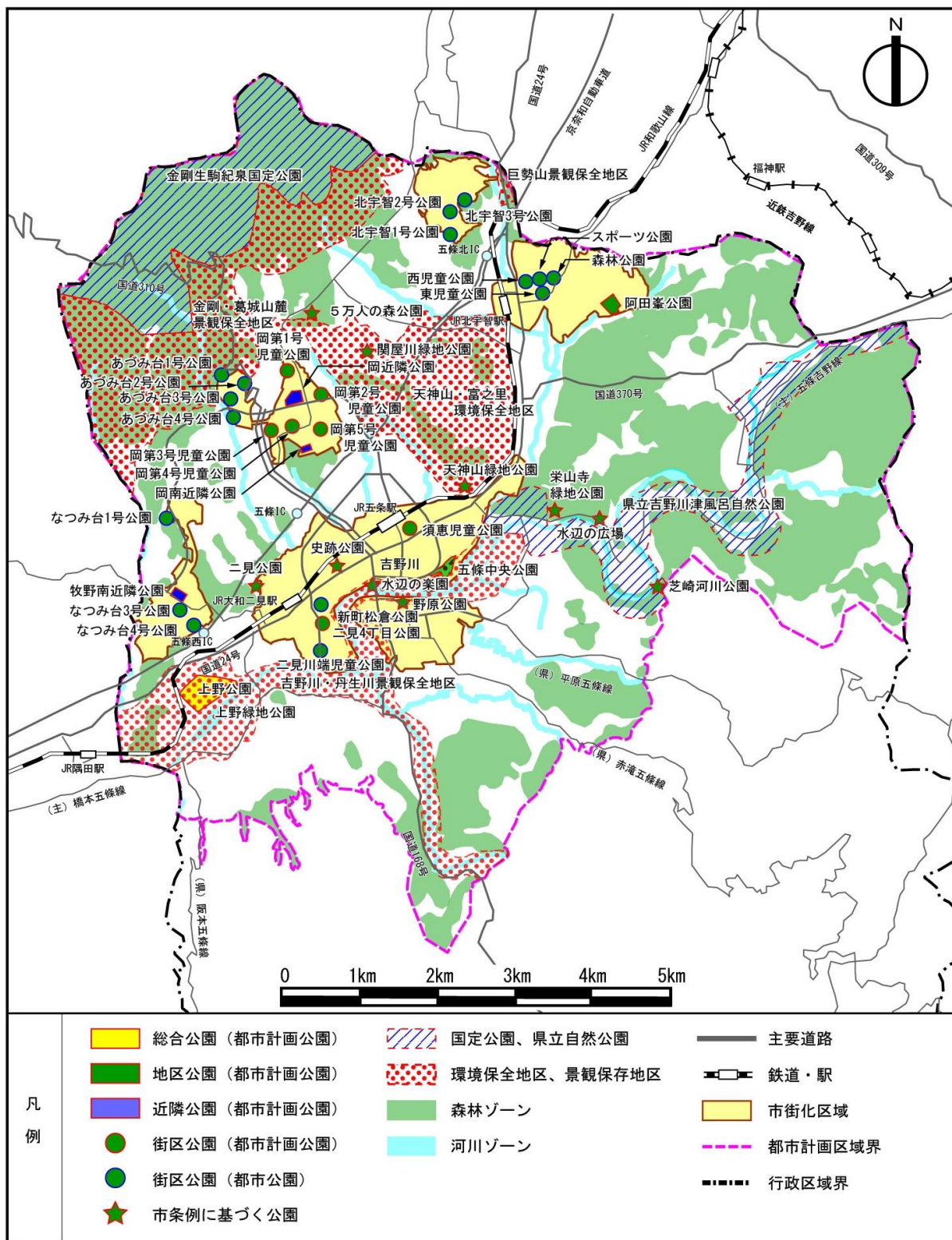


図5-5 公園・緑地整備方針図（都市計画区域拡大版）

序章

1章

2章

3章

4章

5章

6章

7章

5-4 都市防災の方針

(1) 基本的な考え方

平成 23 年台風 12 号による「紀伊半島大水害」では、本市、特に大塔地区において、大規模な土砂災害が発生し、甚大な被害を受けました。その教訓を防災の基本としていく必要があります。

日本国内においても近年、平成 23 年 3 月の東日本大震災や平成 28 年 4 月の熊本地震などが頻発し、その教訓から、最大クラスの地震災害からの避難について、本市においても可能な限り対策を講じる必要があります。

とりわけ、日本有数の多雨地帯であることに伴い、風水害、土砂災害の危険性が高く、それらに対する強靱なまちづくりと避難対策も重要な課題となっています。

本市においては、国の防災基本計画の修正（平成 24 年 9 月、平成 26 年 1 月、11 月、平成 27 年 3 月、7 月）、奈良県地域防災計画の修正（令和 2 年 3 月）を踏まえ、「五條市地域防災計画」の改訂を進めているところです。

住民の生命と財産を守り、安全な都市づくりを進めることは、都市計画の基本であり、災害の未然防止とともに、災害時の適切な対策、迅速な災害復旧など被害を最小限に抑え、壊滅的な被害を回避するとともに、被災後、早期かつ的確に復興を進めていくために、復興事前準備の取り組みを進めておくことが重要です。

都市防災は、「五條市地域防災計画」に従い、次のような基本方針で取り組みます。

1) 自然災害への対策

河川のはん濫等による水害、豪雨等による土砂災害、地震等の自然災害への対策を図ります。

2) 防災性の向上

建築物の耐震化・不燃化を促進し、地震・火災に強いまちづくりをめざします。

3) 防災ネットワークの充実

防災拠点の充実とともに、指定緊急避難場所・指定避難所の確保と避難施設の耐震化・不燃化の向上を図ります。また、避難路や救援輸送路を確保するとともに、身近な避難路や消防活動の支援路となる道路の確保を推進します。

また、県が五條市に設置を検討している、「大規模広域防災拠点」とそのアクセス道路の整備・進捗に応じて、所要の見直しを行います。

(2) 主要な都市防災の方針

1) 防災体制の強化

地域防災計画等に基づき、大規模な災害に対し、既存の消防体制の拡充・強化及び関係機関との連携強化を図り、広域的な視点での防災体制の確立を図ります。

また、現在の奈良県消防広域相互応援協定等を維持し、防災体制の強化を図るとともに、県大規模広域防災拠点整備の進展に対応して、段階的に防災体制を拡充・強化します。

2) 自然災害の防止

台風に伴う豪雨や地震等による大規模な土砂災害や水害等に対し、国、県が主体となって進める調査や予知方法、対応策の研究などに協力し、地域防災計画の充実等を図り、予防方策や避難方策等に取り組みます。また、大雨等による洪水、浸水の予防施設の整備、充実を図ります。

各種治山・治水事業については、計画的かつ継続的な推進に努めます。

山林については、防災機能を高めるため植林などの緑化事業を推進し、山林の保護・育成に努めます。

3) 不燃化・耐震化等の促進

特定建築物、市有施設の耐震化を促進するとともに、耐震改修の促進を図るための支援策や環境整備などの推進、建築物の安全性の向上のための知識の普及などに努め、安全で安心なまちづくりを進めます。

老朽化した木造建物が密集する地区においては、市民の活力を生かした建替え・耐震改修の促進などにより防災性の向上を図ります。

また、老朽化した防火水槽の更新においては、耐震性貯水槽の設置を促進します。

4) 防災拠点等の整備

市の防災拠点は市役所が役割を担うこととし、更に防災活動の拠点として奈良県広域消防組合五條消防署が新設されました。また、五條病院の耐震化は行われましたが、その他の災害時に拠点となる施設の耐震化・不燃化を引き続き促進します。

県では、将来発生が想定されている南海トラフ巨大地震などの災害に備えるため、紀伊半島の中心部に位置し、津波被害がなく、紀伊半島全体に対する後方支援の拠点として、本市に「2,000m級滑走路を有する大規模広域防災拠点（計画）」の整備を段階的に進めています。

5) 指定緊急避難場所・指定避難所、緊急輸送道路・避難路の整備

指定避難所となっている建築物の耐震性の強化や防災設備の充実を推進します。また、指定緊急避難場所に指定している公園やグラウンドの安全性の確保を図ります。

国道24号、168号、主要地方道橋本五條線は、物資補給及び人員動員のための緊急輸送道路として県指定の第1次・2次緊急輸送道路に位置づけられており、これらの災害時の円滑なネットワーク化を促進します。

また、広域避難拠点施設である上野公園へのアクセス道路として、市道大津相谷線を避難路として位置づけます。

特に、山間地においては、紀伊半島大水害が発生したことを踏まえ、国道168号は災害時の緊急輸送道路として和歌山方面との連携を強化するため、地域高規格道路（五條新宮道路）として整備をめざします。また、防災拠点の市役所から本陣交差点までの区間について、迅速に災害対応を行うため、無電柱化を推進します。

住民等が安全に指定緊急避難場所、指定避難所等へ避難するための避難路においては、

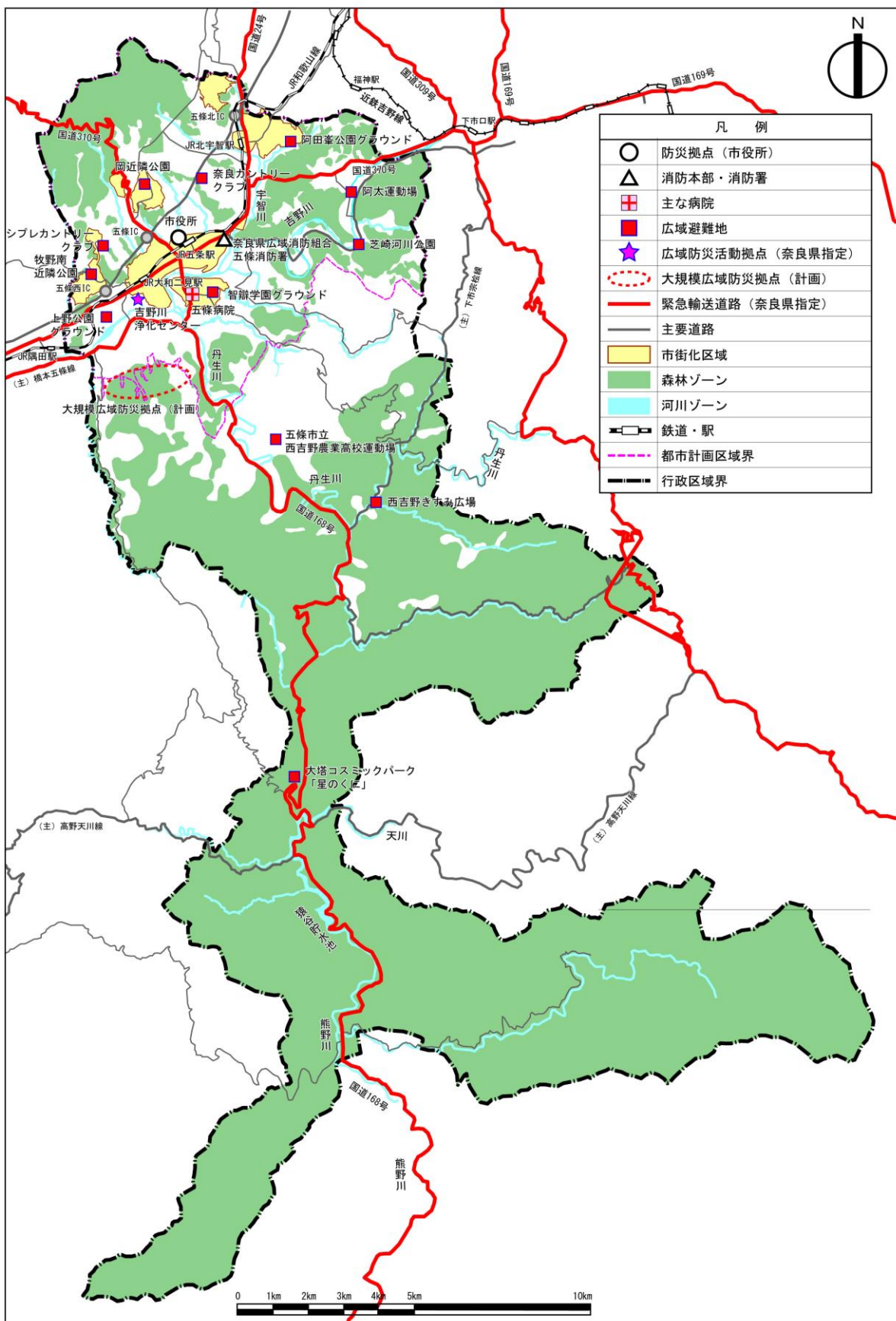
沿道建築物の耐震化・不燃化を促進します。

6) ライフライン施設の耐震化の促進

上・下水道施設の耐震化を推進するとともに、電気や電気通信施設の耐震化を要請し、災害時におけるライフライン関係施設の確保を図ります。

7) 地域コミュニティによる防災まちづくりの推進

大規模自然災害発生に備え、地域防災の中心となる消防団組織の活性化を支援するとともに、自主防災組織や地域住民への防災知識の普及、啓発を推進し、地域防災力の向上による防災まちづくりを促進します。



- 序章
- 1章
- 2章
- 3章
- 5章
- 6章
- 7章

図 5-6 都市防災方針図

5-5 景観形成の方針

(1) 基本的な考え方

1) 水と緑豊かな自然的景観の保全

本市においては、吉野川などの清流、河岸段丘に形成された市街地と、その背景に広がる山並みにより、水と緑豊かな自然景観が形成されています。これらの豊かな表情により心を和ませる自然資源を生かし、安らぎと潤いを創出する自然景観の保全をめざします。

2) 自然と調和する魅力ある郷土景観の創出

五條新町地区においては、歴史的な町並みが形成されていることを踏まえ、市民との協働により無電柱化等を検討し町並みの保全や活性化に取り組みます。

一方、都市拠点においては魅力や賑わいを感じる都市的な景観の創出をめざします。また、周辺の田園地域においては、背景の山並みの自然景観と調和する田園景観の保全、創出をめざします。

3) 市民との協働による五條らしい自然・歴史風土による景観の保全と形成

吉野川や支流、五條新町地区の古い町並みなどの“五條ならではの”自然・歴史風土の景観が形成されていることを踏まえ、これらの景観に対する市民の意識の啓発や必要な情報の提供を図り、市民による再発見と共有を進め、こころ穏やかな美しいまちづくりを推進します。

(2) 主要な景観形成の方針

1) 山地、丘陵地の自然景観の保全

市街地を取り囲む緑豊かな山並みは、金剛生駒紀泉国定公園、金剛・葛城山麓景観保全地区、天神山・富之里環境保全地区、巨勢山景観保全地区に指定され、本市の個性的な景観であることを踏まえ、これらの自然的な景観の保全を図ります。

また、西吉野地区や大塔地区の山地部は、自然の緑と山腹斜面の農地により緑豊かな郷土の景観を形成しており、今後ともこの景観の保全を図ります。

2) 河川沿いの自然的景観の保全、創出

吉野川、丹生川、宇智川などの河川は、県立吉野川津風呂自然公園、吉野川・丹生川景観保全地区に指定されているとともに、市民等によりカヌー、魚釣り、水遊びなどのレクリエーションやイベントの場として利用され、水と自然緑地による潤いのある景観資源に包まれていることを踏まえ、これらの自然的な景観の保全を図ります。

3) 歴史的資源と調和した安らぎを感じる景観の保全

五條新町地区の古い町並み、文化財や史跡、寺社等の歴史的資源は保全し、周辺地域においては歴史的資源と調和し安らぎを感じる個性的な景観の保全をめざします。

4) 拠点地区における賑わいと活気を感じる景観の創出

JR 五条駅周辺や国道 24 号沿道の中心都市拠点（都市拠点）においては、歩行者空間の整備や、街路灯、案内板等の設置に努め、歩きやすく、賑わいと活気を感じる町並み景観の創出に努めます。

また、工業団地においては、今後とも緩衝的な緑地の保全、整備を図ります。

5) 公共施設等における景観形成

公園・緑地において施設の美化を図るとともに、主要な幹線道路においては緑化の促進や沿道景観の適切な誘導に努めます。特に、国道 310 号、168 号や吉野川河岸等の公共空間の機能強化に際しては、歴史的な町並みと調和する沿道景観の形成を検討します。

都市計画施設の整備等や公共事業の実施にあたっては、「奈良県公共事業景観形成指針」に基づき良好な景観形成に努めます。また、学校や公民館をはじめとする公共施設の整備に際しては、計画段階から市民の意見等を取り入れながら地域の歴史や文化、周辺の環境、景観に配慮し、親しみを感じるデザインの採用を推進します。

6) 市民との協働による五條らしい自然・歴史風土の再発見と景観形成

丘陵地や吉野川沿いからみえる朝日、夕日等の眺望、蛍が舞い蛙が歌う川辺、流し雛、カヌー、水遊びなど、清流の吉野川やその支流において表情豊かな自然風土の景観が繰り広げられています。また、新町では江戸時代からの町並みが保全され、イベントや町おこし活動が活発化しています。

これらは、“五條ならではの”自然・歴史風土の景観であり、また市民が誇れる共有財産であることを踏まえ、市民がそれらを再認識し共有して人と人との絆を育てるとともに、こころ穏やかな都市環境を創造することを目標に、市民と行政との協働により自然・歴史風土の再発見や啓発と、景観の保全、形成に取り組みます。

また、市民ニーズを踏まえて、これらの自然・歴史風土の資源をネットワークする散策路網などの整備を検討します。

さらに、市民との協働による緑化運動、花いっぱい運動などを通じて、市民の参画による景観形成を促進します。

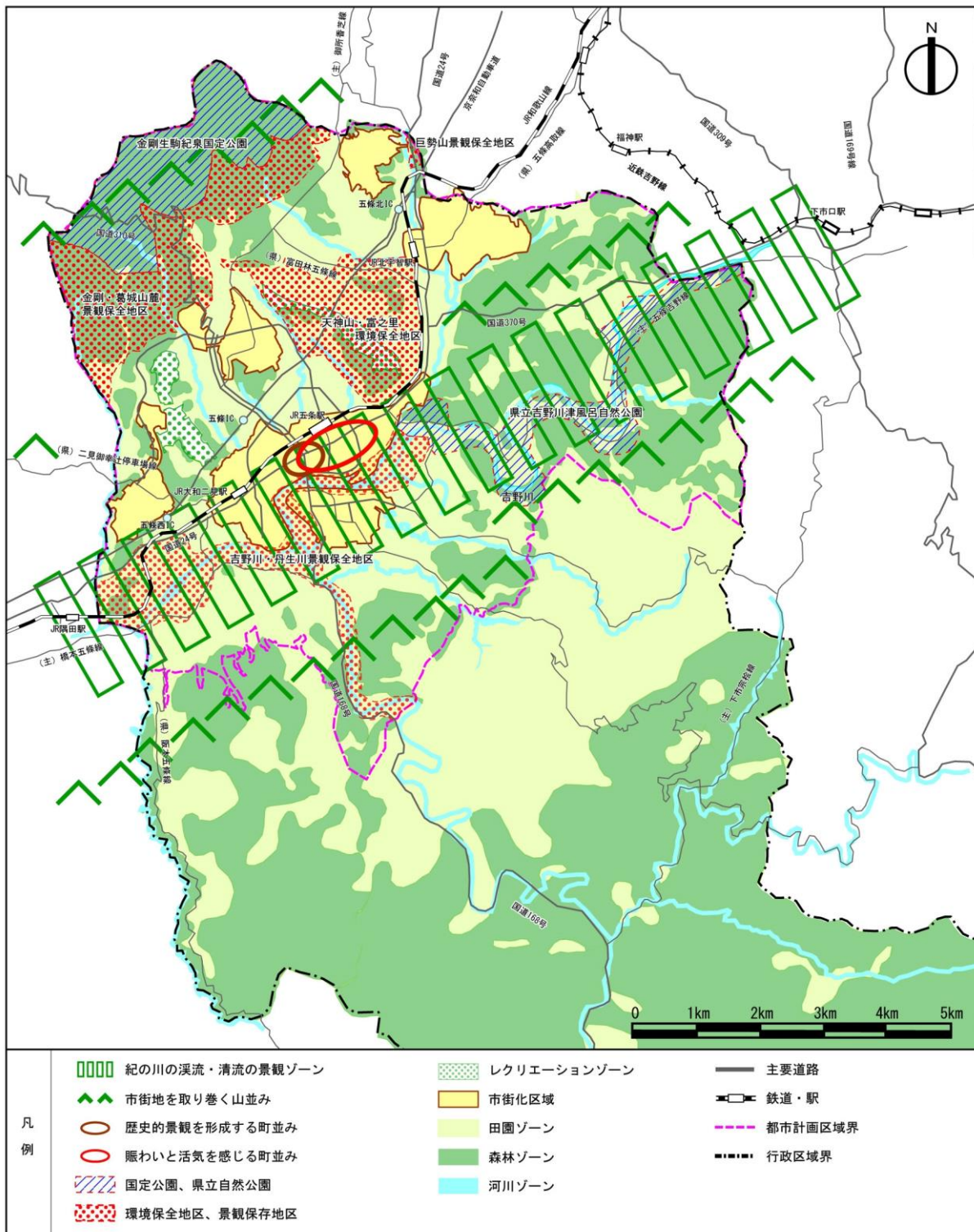


図 5-7 景観形成方針図

5-6 市街地整備・住環境整備の方針

(1) 基本的な考え方

1) 中心都市拠点・都市拠点・地域拠点の活性化

中心都市拠点・都市拠点や地域拠点においては、人・もの・情報が集まるよう、集約型生活圏の拠点づくりをめざします。

2) 合理的な土地利用規制・誘導に基づく市街地整備・住環境整備

区域区分や用途地域に基づく土地利用規制を基本とし、市街化区域においては「五條市立地適正化計画」に基づく適正な土地利用の誘導により市街地整備を促進します。

市街化調整区域においては都市化的な土地利用の禁止を基本としつつ、地域コミュニティの活力を活性化するため、農林業や自然環境との調和を図りながら、地区計画制度等を活用して、適正な土地利用の規制、誘導により居住環境の整備をめざします。

3) 工業地の機能充実

本市の基幹産業用地である工業地は、未利用地を活用して企業の誘致や就業地の拡大を図り、今後も周辺の居住環境や自然環境等との調和を図ります。また、住宅と工業が共存する住工共存工業地は緩衝帯となる緑地や空地の確保を促進し、快適な生産環境の形成と共に居住環境の確保を図ります。

(2) 主要な市街地整備・住環境整備の方針

1) 中心都市拠点・都市拠点・地域拠点の活性化

中心都市拠点・都市拠点や地域拠点においては、道路、駐車場及び駐輪場などの商店街の基盤施設、歩行者空間の整備、まちなか居住を促進し、複合的な都市機能の集積の強化を促進します。

特に、「五條市立地適正化計画」で指定された都市機能誘導区域においては、必要な都市機能の誘導に努めます。

中心都市拠点に位置づけた JR 五条駅周辺及び都市拠点に位置づけられた五條病院周辺、市役所に位置する商業系用途地域を都市機能誘導区域に設定し、高齢化が進行する本市の特性を踏まえつつ、南和地域の拠点として多くの方々が日常生活の利便性を享受できるよう、商業・医療・福祉施設等の日常生活サービス施設を誘導します。

また、市民の行政サービスに対するニーズが多様化する中、JR 五条駅周辺に行政機能だけでなく、観光案内機能や産業を支援できる特産品の販売機能等についても誘導します。

都市拠点に位置づけた JR 大和二見駅周辺については、中心都市拠点を補完し、地域の居住者等の利便性を高める区域として、周遊できる商業・医療等の日常生活サービス施設を誘導します。

2) 市街化区域の土地利用誘導

市街化区域においては、土地利用の現況及び動向に対して的確に対応できるよう、合理的で調和のとれたまちづくりに必要である場合は、用途地域等地域地区の見直しを検討します。

3) 既成市街地の住環境の改善

建物が老朽化し密集している地区においては、従来の町割りなどの骨格を大切にしながら主要な道路の拡幅整備や建替えの誘導を促進し、安全で快適な住環境の改善を図ります。

4) 京奈和自動車道五條インターチェンジ周辺における観光交流拠点の形成

京奈和自動車道の五條インターチェンジ周辺において、農業や自然環境との調和を図ったうえで、新たな商業、産業と連携した観光交流拠点の形成を促進します。

5) 市街化調整区域における適正な土地利用の規制、誘導

市街化調整区域は、開発行為、建築行為が原則的に禁止されています。しかし、本市人口のおおむね3分の1が市街化調整区域に居住していることを踏まえ、高齢者等に配慮して徒歩圏内で日常生活の支援機能を充足させるとともに、地域コミュニティの活力を保持することが必要です。このことから、農林業や自然環境との調和を基本とし、地区計画制度等による居住地や各種サービス地などの適正な土地利用の規制、誘導を検討します。

6) 工業地の機能充実、誘導

工業地については、既存工業団地等での生産環境の保全とともに、工業用水や電力の安定供給、インターチェンジをはじめとする広域道路網などの基盤施設の整備を促進して工業地の物流機能の向上を図ります。また、南大和テクノタウン等において、利便性の高い交通条件や周辺の豊かな自然環境を生かすとともに、引き続き積極的な企業誘致をめざします。

7) 未利用地、空閑地の利用促進

豊かな住環境と気軽に移動できる公共交通網の整備、医療環境の充実、再生可能な新エネルギーの活用、農業への参画などによる生きがいつくり等の利用に、未利用地や空閑地の土地活用に努めます。

8) 公営住宅の機能更新

公営住宅は、核家族化や高齢化の進展によって多様化したライフスタイルの変化に対応するため、良質なストック（住宅資産）を形成し、適切に活用するため、建替え、用途廃止、維持保全、個別改善の適切な手法により、安全で快適な住環境の再生を図ります。

また、若年層に対しては利便性の高い住宅供給を図るとともに、高齢者及び障がい者に配慮したバリアフリー化による良質な住宅づくりを推進します。

9) 新型コロナ危機を契機としたまちづくりへ対応

新型コロナ危機を契機に生じた職場環境や居住環境の変化に対応するため、必要なまちづくりの見直しや新たなライフスタイルに対応する環境整備等の検討を進めます。

5-7 その他の都市整備の方針

(1) 福祉関連施設等の整備方針

高齢化社会は全国的にも進行の一途をたどっていますが、本市においても高齢者の数は年々増加しており、平成27年の国勢調査では市内に居住する65歳以上の高齢者の総人口に占める割合は34.0%で約10,500人となっています。少子化現象とも相まって、この高齢者人口の増加傾向は今後も続くものと予想され、まちづくりをすすめるにあたり配慮しなければならない事項の一つとなっています。

このような本格的な高齢社会を迎えて、高齢者や障がい者等が特別視されることなく健常者と同じように社会生活を送れるノーマライゼーションの思想の確立が必要です。ノーマライゼーションを実現するときに、高齢者や障がい者等の自立的行動を妨げる物理的な障壁を取り除くことは大きな課題であり、生活空間の障壁を取り除くバリアフリー化を推進することが重要です。公共建築物を中心にバリアフリー化を進めると同時に、民間建築物においても福祉環境の整備を推進し、高齢者や障がい者を含む全ての人に優しい生活空間を拡げていきます。

また、建築物のみならず建築物と建築物をつなぐ道路、そして公園等の外部空間においてもバリアフリーの整備を進め、点から面へと障壁のない生活空間を地域単位で展開していくことに努めます。

そのためには、長期的な視野に立ち行政と民間、そして行政内部での関係部局との連携といった体制をつくり、さまざまな条件を整理して福祉環境を整備していきます。

1) 建築物のバリアフリー化

社会福祉施設、医療施設、官公庁舎、店舗や飲食店、共同住宅などの多数の者が利用する建築物は、特に高齢者や障がい者等が利用する上での障壁を取り除く必要があります。このため、それぞれの用途や規模を考慮した上で、建築物へのアプローチや施設内での動線処理等を高齢者や障がい者の利用を前提とした整備、誘導を行っていきます。

2) 外部空間のバリアフリー化

個々の建築物のバリアフリー化を目指すことはもちろんですが、これらの建築物をつなぐ道路を高齢者や障がい者等にとって安全で快適な歩行空間となるように整備することが必要です。公園についても同様に、高齢者や障がい者等の利用を考慮した整備・改善を行います。

特に、高齢者の増加等と相まって交通弱者のための移動手段を確保する必要性が高まっている状況を踏まえ、鉄道駅周辺などにおいてバリアフリー化への取組に努めるなど、円滑に移動できる歩行空間を確保するための整備を促進します。また、鉄道・バスなどの交通機関についても高齢者、障がい者等の利用を前提にした整備・改善をすすめていきます。

3) 法令等の適切な運用

福祉のまちづくりに関しては、国土交通省が平成17年に制定した「ユニバーサルデザイン政策大綱」、平成18年制定の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」

(通称バリアフリー新法、国土交通省)、平成7年に制定、平成17年に改正された「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」などが法的に整備されており、その法令に基づき、都市施設・公共建築物・民間建築物の福祉環境の整備を進めていきます。

令和2年3月には、バリアフリー新法の具体的実施に向け、JR五条駅周辺地区において「五条市バリアフリー基本構想」が策定され、今後は構想に基づき福祉環境の整備に努めます。

4) 行政と民間による協働及び啓発

高齢者や障がい者が社会生活を営んでいく上で障壁となっているものを取り除いていくためには、行政だけではなく、民間事業者、地域住民の理解と協力が必要となります。また、物理的な環境だけではなく、ソフト面の充実も欠かせません。そして、バリアフリーとは決して高齢者や障がい者だけへの特別な配慮ではなく、だれもが利用しやすいユニバーサル（普遍的）なデザインによって実現するものです。

このような考え方にたち、行政のみならず民間企業、個人もそれぞれの立場においてバリアフリーのまちづくりに取り組むように啓発に努めます。

(2) 観光の振興に関する整備方針

1) 観光資源等の保全

本市には江戸時代からの町並み、特色ある景勝地、観光地があるとともに、四季を通じて多彩な祭りやイベントが開催されています。これらの祭りや観光地、歴史や文化は本市の固有の資源であり、活力や魅力を与えてくれる貴重な資源となり、活性化を図る上で欠かすことのできない重要な産業の一つとなります。このことから、観光資源等の適切な活用と維持・管理に努めるとともに、伝統・歴史的な文化は市民との協働により保全していきます。

2) 五条新町地区の生活空間、観光拠点としての活用

五条新町地区は、町並みを保全するとともに町家を活用して生活空間や観光・サービス施設を再生し、観光拠点として活性化に努めます。

3) 滞在周遊型の観光交流空間の形成

吉野川等の水辺空間、緑豊かな山々や四季を彩る田園などにおいて、自然の中でのレクリエーションや体験型観光、都市と農村との交流などを促進するため、都市計画制度を適正に活用して観光施設や宿泊施設の立地の促進を検討します。

また、周遊型の観光を促進するため、市民や観光客のニーズに応じて必要な道路、散策路のネットワークの形成や、案内版、トイレ、休憩施設、駐車場の設置などを検討します。

(3) その他公共施設等の整備方針

1) 既存ストックの保全と活用

小・中学校や文化施設をはじめとする公共施設の既存ストックについては、「五條市公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）」を踏まえて、個別施設計画に基づき、利便性の向上と今後、長期的に利用できるように、適切な維持・管理を推進します。

教育施設等については、「五條市学校適正化基本計画」及び「五條市立認定こども園整備基本計画」に基づいて、再編を進めています。

令和4年度には公立幼稚園・保育所は五條市立認定こども園整備基本計画により3園が立地します。私立保育所・私立認定こども園が立地します。公立の小中学校は五條市学校適正化基本計画により4小学校、3中学校が立地します。公立高等学校2校、私立中・高等学校1校が立地します。